

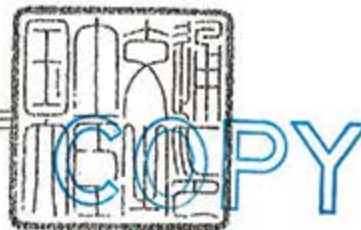


認定書

国住指第3438号
平成 19年 4月 20日

東洋突板工芸株式会社
代表取締役 大関 一宏 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-1652

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ウレタン系樹脂塗装天然木単板張/両面薄葉紙張アルミニウムはく張火山性ガラス質複層板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。